

事 務 連 絡
令和6年5月27日

各宗教法人 御中

山口県学事文書課
学 事 宗 務 班

令和6年能登半島地震により被災した宗教法人の建物等の復旧のための
指定寄附金制度に係る申請の手引について（送付）

このたび、令和6年5月27日付けで財務省告示第144号が公示されました。
なお、宗教法人が指定寄附金に係る確認申請等をするための手引等については、下
記のとおりです。

記

- 1 令和6年能登半島地震で被災した宗教法人に係る指定寄附金制度の概要・申請ガイドライン
- 2 令和6年能登半島地震に係る指定寄附金制度の利用手順
- 3 指定寄附金制度に係る申請の手引（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）
- 4－1 申請等様式（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）
※文化庁HP (<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/94056501.html>) に、
それぞれの用途（【申請用】【寄附金受領書】【年次報告】【募集終了報告】【募集終了後報告】【完了報告】）に応じて様式を分割しておりますので適宜ご参考ください。
- 4－2 申請等様式記入例（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）
- 5 【参考】 手続フロー図（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）
- 6 指定寄附金制度に係る申請の手引（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）
- 7 申請等様式（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）
- 8 【参考】 手続フローチャート（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）
- 9 【参考】 手続フロー図包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）

学事宗務班 TEL 083-933-2130 FAX 083-933-2137
